

山形県景観形成審議会運営細則（案）

（趣旨）

第 1 条 この細則は、山形県景観形成審議会条例（令和元年 10 月県条例第 17 号。以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき、山形県景観形成審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（書面による議決）

第 2 条 会長は、やむを得ない理由により会議を開く余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって審議会の議決とすることができる。

2 前項の規定により議決を行った場合、会長が次の会議において報告をしなければならない。

（部会）

第 3 条 条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、審議会に景観審査部会を置く。

（部会の職務）

第 4 条 前条に規定する景観審査部会は、山形県景観条例第 16 条第 1 項、第 17 条第 1 項、第 21 条第 1 項、第 2 項及び第 24 条第 1 項、第 2 項の規定によりその権限に属された事項について調査審議する。

2 山形県景観条例第 19 条第 1 項、第 22 条第 1 項及び第 26 条第 2 項の審議会の指定案件について調査し、審議会に報告する。

3 景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条第 2 項第 2 号に掲げる行為の制限に関する事項のうち規制又は措置の基準について調査し、審議会に報告する。

（部会の議決）

第 5 条 条例第 6 条第 6 項の規定に基づく部会の議決をもって審議会の議決とすることができる事項は、前条第 1 項に掲げる事項とする。

（県民の意見の聴取等）

第 6 条 部会長は、調査審議のため必要と認める場合において、部会において県民の意見を聴くことができる。

2 部会長は、調査審議のため必要と認める場合において、審議事項に専門的学識経験をもつ有識者の意見を聴くことができる。

（Web 会議システムを利用した会議への出席）

第 7 条 会長が必要と認めるときは、委員は、Web 会議システム（映像と音声の送受信により会議に出席する委員の間で同時かつ双方向に対話をすることができる会議システムをいう。以下同じ。）を利用して会議に出席することができる。

- 2 Web 会議システムを利用した委員の出席は、条例第 5 条第 3 項及び第 4 項の規定による出席に含めるものとする。
- 3 Web 会議システムの利用において、映像のみならず音声を送受信できなくなった場合、当該 Web 会議システムを利用して出席した委員は、音声を送受信できなくなった時刻から会議を退席したものとみなす。
- 4 Web 会議システムの利用は、可能な限り静寂な個室その他これに類する環境で行わなければならない。
- 5 第 3 条により置かれた部会の Web 会議システムを利用した会議への出席については、第 1 項から第 4 項までの規定を準用する。

(雑則)

第 8 条 この細則に定めるもののほか、審議会の議事の手続きその他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この細則は、令和 3 年 月 日から施行する。